

コーポレート・ガバナンス

■ コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

富士通のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、監査役設置会社制度を採用しつつ、取締役会において「非執行取締役による業務執行取締役の業務執行に対する監督と助言」に力点を置くというものです。

具体的には、取締役相互の監視と取締役会による取締役の監督を前提としつつ、執行と監督の役割分担を明確にし、業務執行を担う「業務執行取締役」に対し、業務執行の監督機能を担う「非執行取締役」を同数以上確保することで、監督の実効性を高めています。

また、非執行取締役候補者の選定にあたり、出身の属性と当社事業への見識を考慮することで、多様な視点から実効性のある助言が得られるよう配慮しています。

さらに、監査役による取締役会の外からの監査・監督と、任意に設置している指名委員会、報酬委員会および独立役員会議により取締役会を補完することで、全体としてコーポレート・ガバナンスの整備を通じた株主価値の向上を目指します。

■ コーポレート・ガバナンス体制の概要

取締役会の概要

社外取締役を積極的に採用しており、取締役会は、業務執行取締役6人、非執行取締役6人（内、社外取締役4人／うち女性2人）の合計12人で構成されています。

監査役（会）の概要

監査機能として監査役（会）を設置しており、監査役会は常勤監査役2人、社外監査役3人（内、女性0人）の合計5人で構成されています。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会および業務執行の監査を行っています。

指名委員会・報酬委員会

役員の選任プロセスならびに役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性および役員報酬体系・水準の妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しています。

2015年度の指名委員会と報酬委員会は、それぞれ、過半数が非執行役員（非執行取締役2人、社外監査役1人）で構成されています。両委員会の2015年度の委員は共に以下のとおりです。

委員長 古河 建純氏

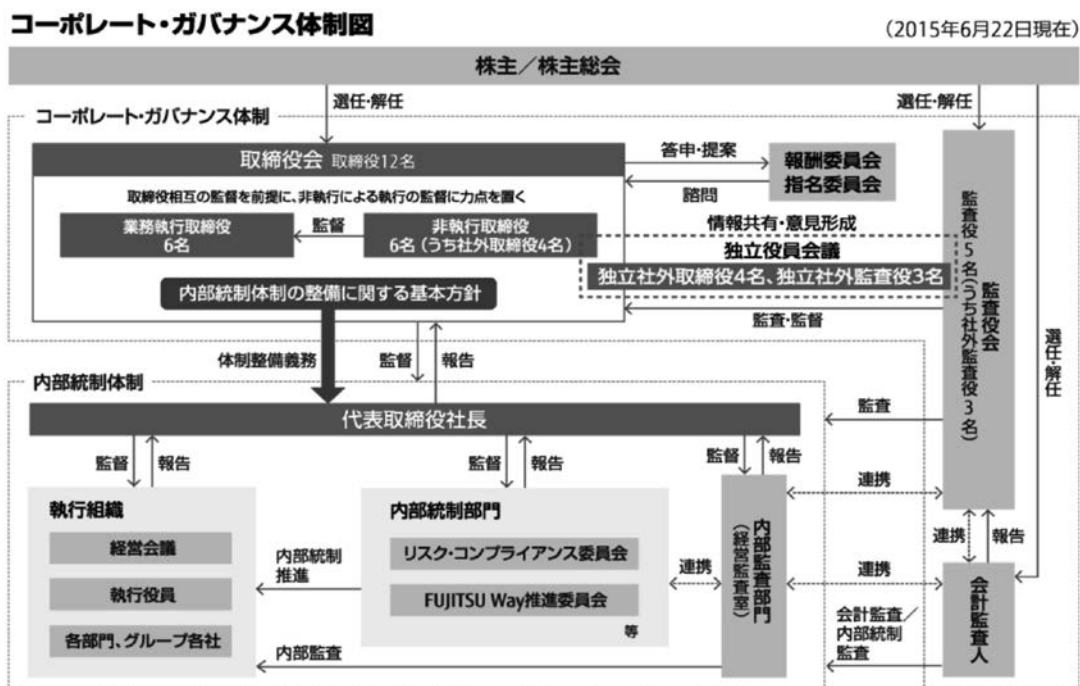
委員 山室 恵氏、横田 淳氏、山本 正巳氏

独立役員会議

中長期の収益性の向上に資する「攻めのガバナンス」の強化を図るための取り組みの一つとして、すべての独立役員（独立社外取締役4人、独立社外監査役3人）で構成する、独立役員会議を設置しています。

取締役会において中長期の会社の方向性に係る議論を活発化させるためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に富士通事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、同会議では、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各役員の意見形成を図ります。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図は次の通りです。



■ 内部統制体制の基本的な考え方

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要です。このような認識の下、富士通では、富士通グループの行動の原理原則であるFUJITSU Wayの実践・浸透を図るとともに、取締役会において「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定めています。

■ 「内部統制体制の整備に関する基本方針」の概要

「内部統制体制の整備に関する基本方針」では、以下の体制をはじめとする社内体制を整備することとしています。

業務執行の決定と執行体制

業務執行のトップである代表取締役社長の業務執行権限を執行役員が分担し、経営会議を設置して代表取締役社長の意思決定を補佐することで、経営の効率性を高めることとしています。

また、代表取締役社長が内部統制体制の構築と運用に責任を持つことを明確にし、取締役会は適宜その運用をチェックすることで監督責任を果たすこととしています。

リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置して、同委員会が全般的な損失リスクをコントロールする体制を整備することに加えて、製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制、受託開発プロジェクトの管理体制、セキュリティ体制および財務上のリスク等も管理する体制を整備することとしています。

コンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会が中心となって、FUJITSU Wayに掲げられた行動規範の遵守と、富士通グループの事業活動に関わる法規制等の遵守に必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を推進することとしています。また、併せて財務報告の適正性を確保するための体制、情報開示体制、内部監査体制も整備することとしています。